

「耐震安全性評価も、避難ルートの複線化も、再稼働の前提ではない」

「小浜市での説明会では理解は得られなかった」

5月15日午後2時から参議院議員会館講堂にて、大飯3・4号の再稼働に関する政府交渉を行った。福島瑞穂参議院議員をはじめ5名の国会議員、福井、大阪、京都、佐賀、首都圏などから約130名の市民が参加した。今回初めて地元福井県から小浜市の中島哲演さんと若狭町の石地優さんが参加され、地元の思いを訴えた。政府側は、資源エネルギー庁から3名、原子力安全・保安院から2名、文科省から1名の計6名が出席した。約2時間半にわたり、新規制庁発足前の再稼働、基準地震動と耐震安全性評価、避難ルート、原発の停止に伴う雇用や生活の支援・補償、再稼働に対する地元合意について、参加者一体となって政府側を追及した。



再稼働と安全審査指針を切り離す理由については答えられず

政府側は、安全審査指針に合致しなければ原発を運転することはできないこと、その指針類は福島原発事故によって見直しが必要となっており、新たな規制庁によって具体化が行われることを認めた。一方、大飯3・4号だけを新規制庁発足前に動かそうとしていることについては、「規制庁発足前の再稼働は、4大臣が4月に決定した判断基準に基づく」と回答した。しかし、その「判断基準」と安全審査指針の関係、安全性を確認する根拠については答えることはできなかった。

「制御棒挿入時間が評価基準値を超える場合は何らかの手当てなしには運転できない」

制御棒挿入時間については、「評価基準値2.2秒を超える場合、何らかの手当て（補強工事等）をしなければ運転することはできない」と認めた。また、「活断層が3連動した場合に2.2秒を超えるかどうかの評価は、関電からまだ提出されていない」とした。しかし、耐震バックチェックと運転再開を切り離し、活断層が3連動した場合の耐震安全性評価は運転再開の前提としないとした。

「斜面の安定性評価は終わっていない」

大飯原発の周辺斜面の安定性については、保安院の評価はまだ終了しておらず、報告書をまとめるがその時期は未定であるとした。市民側は、5月14日の保安院の「地震・津波に関する意見聴取会」にて、関電が1・2号の周辺斜面が滑落・崩落する危険性があることを認め、2014年度に対策工事を始めるとした事実を指摘し、このような状況で3・4号の運転再開を行う危険性を問いただした。そして、これらの問題を、福井県知事、福井県原子力安全専門委員会、おおい町長、おおい町議会に至急報告することを求めた。

「避難ルートの複線化等は再稼働の前提ではない」

事故が起きた時の対策となる、避難道路の複線化、大飯原発のある大島半島に繋がる青戸大

橋の耐震性、通信機器や防護服の確保について問いただしたが、いずれも「不断の改善が必要である」としたが、「再稼働の前提ではない」と回答した。避難道路については、今年度予算では調査経費が付いただけだとした。また、E P Z テレビ電話・ファックス・衛星電話・防護服等を今年度予算で措置しているが、場合によっては繰越となるとした。石地さんは、4月21、22日に行ったおおい町民へのアンケートで、事故が起きた時に避難できるかどうか心配する人が多かったことからしても、避難ルートの整備を再稼働と切り離すことは許されないと訴えた。

「S P E E D I の情報は新規制庁発足まで滋賀県等には提供しない」

今年2月3日に文科省は、S P E E D I 計算結果を滋賀県等30km圏内の5県に提供すると発表した。これを受け滋賀県は3月上旬に大飯原発についての試算を要請したが、今になっても提供されていない。これについて問いただすと、新規制庁が発足し、新たな防災指針が完成するまでは、5県には提供しないとされた。市民側は、何らの正当な理由もなく、事故時の重要な情報の提供を遅らせる国の姿勢を厳しく追及した。



雇用や生活の支援・補償については具体的に何も進めていない

原発の停止に伴う雇用や生活の支援・補償については、「不安を受け止める責任はある」と回答した。しかし、国は実態調査も行っていなかった。町民がどのような困難に陥っているか具体的な現状把握をすべではないかと問いただしても、今後行おうという姿勢すら示さなかった。4月26日の町民説明会から3週間近く経っているにもかかわらず、支援・補償について何も具体化していないことが明らかになった。市民側は、いつ何を行うのかについて早急に回答するように求めたが、5月23日の文書回答でも具体的なことは何も示されなかった。

「小浜市での説明会では理解を得られなかった」

周辺自治体の合意の問題について、エネ庁は、「合意」ではなく、「一定の理解」であるとした。中嶋哲彦さんは、大飯原発10km圏内の住民分布の7割を占める小浜市民に何ら発言権がない不当性を問題とし、5月1日の小浜市での説明会が反対一色となった状況等を踏まえ、再稼働にあたっては小浜市の同意を得るべきだと訴えた。小浜市での説明会の結果をどう受け止めているかという問いに対しては、エネ庁は「市民の理解は得られなかった」と回答した。しかし、小浜市民の理解を得るために今後具体的に何をするかとの問いに対しては答えることができず、市民側は文書回答を求めた。

5月23日の文書回答では、「厳しい意見も様々頂いているところですが・・・国の責任のもと再起動について判断していく必要がある」とした。様々な厳しい意見が出ていることを認めながら、再度説明会を開くこともせず、一方的に国としての判断を下す考えを示したのである。

交渉では、再稼働にあたっての条件整備は何一つできていないという事実が確認された。交渉後は、おおい町や福井県・県原子力安全専門委員会に対して、これらの事実を知らせ、安易な地元同意を止めるための活動を続けている。さらには、小浜市や滋賀県等の周辺自治体にも知らせていくことが重要である。